令和6年度教育委員活動及び事務事業 自己点検・評価結果報告書

令和7年11月 さつま町教育委員会

I	1	制 (1) (2)	度つ参事	会概町を育務価の	要 教育 員 <i>0</i> 事業	委員)活! (をの)	(会) 動状	のI i沢	取り L等				等			•	•	•	•	•	•	1	-
Π	1	教	育	員会 委員	の活	動等	Ĕ									•	•	•	•		•	2	
	2	委	員	の自	己点	検・	評	価額	結果	•						•	•	•	•	•	•	3	
Ш				員会 委員		-										•	•	•	•	•	•	4	:
		※	_	新は 和 6 ⁴	, .				• • • •				司じ	(教	育	委.	員	会	関	系 :	分の) J	ょ)
				和64									(教育	委員	€	仌	(۱						
	2	教	育	行政	の重	点施	策	の	評価	i結	果						•	•	•	•	•	Ę	5
IV		自己	点	検・ [□]	評価	に対	†し`	て	の学	識	経験	者加	350	の意	見	•	要	望	2等	ì	•	• ′	7
		(3	資	料〕												•	•	•	•	•	•	8	3
		地	1方	に関う教育:	行政	の組	1織	及で	び運	(営)	に関	する			•	_			j				

I 教育委員会の自己点検・評価制度の概要等

1 制度の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) 第26条の規定により、教育委員会は「教育に関する事務の管理及び執行の 状況の点検・評価」を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出 するとともに、住民に対して公表することとされている。

また、その実施に当たっては、教育に関し学識経験者の知見の活用を図ることとされている。

2 さつま町教育委員会の取組方針

教育委員会としては、次の二つの観点から点検・評価を実施した。

一つは教育委員の活動状況を教育委員自身が自己点検・評価を実施することとし、二つは、事務局実施の事業について、関係各課等が自己点検・評価を実施し、それらをもとに教育委員がさらに評価を実施することとした。

なお、本年は、9月初旬に事務局による事務事業評価を実施し、9月中旬から10月にかけて教育委員による自己点検及び事務事業評価を実施、その後、学識経験者の意見等を聴くこととし、11月の定例教育委員会を経て、12月議会に「教育委員会活動及び事務事業自己点検・評価結果報告書」として提出することとした。

(1) 教育委員の活動状況等

教育委員会会議の運営・改善、教育委員研修・活動等の項目とし、自己評価をすることとした。

(2) 事務局事業の評価等

各課等の事務事業について、各補佐・係長が自己点検・評価を実施し、 さらに各課(室・所)長が点検・評価をしたものを教育委員が点検・評価することとした。

(3) 評価の方法等

教育委員の活動状況評価は、教育委員の評価の平均、事務局事業の評価は、各課等の評価に基づき各教育委員が評価しその平均とした。

Ⅱ 教育委員会の自己点検・評価

1 教育委員の活動等

研修および活動等については、平均3.83(5点満点中)の評価点である。

- (1) 毎月開催する教育委員会定例会については、会議資料の事前配布や関連資料の配付により、審議内容の事前確認に努めた。
 - また、定例会終了後に毎回、教育長及び委員との意見交換を実施し、教育の現状やお互いが持つ情報の共有化を図り、委員として教育行政に関する資質向上に努めた。
- (2) 町長が招集する総合教育会議については、事業年度の具体的取組実績及び事業計画について意見、協議するとともに、令和7年度からの5年間について、本町の将来における"教育の姿"や教育政策を総合的に明らかにするための第3次さつま町教育振興基本計画(案)や、誰一人取り残さない学びの保障の為の「学びの多様化学校分教室」の開設等について、町長との意見交換を実施した。
- (3) 令和6年度に実施された薩摩小学校大規模改造工事の現地視察を行う など、インフルエンザやコロナ等感染症の拡大防止にも配慮しながら、小・ 中学校への学校訪問や学校行事等への積極的な参加を行った。
- (4) 県教育委員会主催の「教育委員会委員研修会」へ出席し、県内自治体の 取組状況などについて情報収集を行った。

今後においても、委員自身の自己研修および相互研修の充実により、教育委員会の全体の活性化を図っていきたい。

2 委員の自己点検・評価結果

1 教育委員活動

1 教育委員活動			1	
評価項目		評価の観点	評価	備考(反省点等)
1 教育委員会の 会議の運営・ 改善	1	定例会・臨時会の会議は適切に開催されたか。 (回数・時期・日程・審議件数等)	4. 67	緊急案件の対応等も迅速で あった。
	2	事前資料・関連資料等の配付が適切にな されたか。	4. 67	資料の事前配布は確実に行われている。
	3	必要に応じて、報告・連絡・相談及び事 前勉強会や相互研修等がなされたか。	4.00	案件に応じた適切な情報提供 があった。
	4	議案(報告)等の審議にあたっては適切 な意見交換がなされ十分審議されたか。	4. 00	自分の知識の濃淡により審議 のバラツキがあった。
	5	委員の意見・提案は施策に反映された か。	4. 33	対応も迅速で反映された。
	6	会議及び会議録の公開・広報等は適切になされたか。	3.00	どのように広報されているか 振り返りが欲しい。
2委員の研修等	7	国・県・地区・町等のバランスのとれた 研修計画がなされたか。	3.00	バランスはとれていないと感 じている。
	8	当面する課題に対する研修が適切になさ れたか。	3. 33	探究学習や授業改善、その他 教職員の研修等に教育委員に対 しても参加の声掛けがありあり がたかった。
	9	研修の成果が施策に反映されたか。	2.67	
3委員の活動等	10	教育委員会主催行事・学校行事・各種団 体主催行事・地域行事等の委員への連 絡・通知等は適切になされたか。	5. 00	LINE等も活用し、的確に連絡・通知があった。
	11	教育委員会主催行事・学校行事・各種団 体主催行事・地域行事等の委員の参加は 適切になされたか。	4. 33	積極的な参加ができた。
	12	各種行事等に対する改善点について委員 の意見・提案がなされたか。また, 意 見・提案は改善等に反映されたか。	4. 33	行事参加後の感想・意見のアンケートや結果の取りまとめ報告も提示されていた。
	13	委員による町民等からの相談・意見・情報等の把握及びそれらに対する適切な対 応がなされたか。	3. 33	自分が教育委員として認知されているか不安であるが、意見 の収集に努めたい。
	14	委員と町長・副町長・議会等との情報交 換会等は適切になされたか。	3.00	総合教育会議等で町長、副町長 との意見交換はできたが、議会 との情報交換の場が無かった。
		総合評点 (平均)	3.83	【70点満点】53.67点 R5 3.45 R4 3.71 R3 3.79 R2 3.55

評価 (注 1)評価点 $5=\langle \text{たいへんよくできた}\rangle$ $4=\langle \text{よくできた}\rangle$ $3=\langle \text{ふつう}\rangle$ $2=\langle \text{やや不+分}\rangle$ $1=\langle \text{不+分}\rangle$ (注 2) 総合評点 全ての評価点の平均点(合計点÷ 1 4)

Ⅱ 教育委員会事務局の活動等

さつま町教育行政の指針となる「さつま町教育大綱」及び「第2次さつま町教育振興基本計画」に基づき、教育に関する各分野の事務についてその推進を図った。

教育委員会各課等における令和6年度教育行政事務事業の評価については、10点満点中、平均値9.06で教育委員の評価については平均7.22の評価点であった。

1 教育委員会事務局説明資料(別添)

NO	課等名	令和6年度 教育行政事務事業一覧表 (別冊 資料2)	令和6年度 主要施策の成果説明書 (別冊 資料3)	その他資料
1	教育総務課	P10~P13上段	P3	
2	学校教育課	P1~P9	P1~P3	
3	学校給食センター	P13下段~P15上段	P4	
4	社会教育課	P15下段~P32	P5~P10	

2 教育行政の重点施策の評価結果

令和6年度 教育行政事務事業一覧

			評	価		
NO	^° −ジ	事務事業名	担当課	教育委員	担当課	
1	1	さつま学(郷土教育)の推進	9. 64	7. 00	学校教育課 学校教育係	
2	'	町教育研究会事業	9. 29	7. 00	学校教育課 学校教育係	
3	2	さつま町ふるさと発見プロジェクト事業	10.00	7. 75	学校教育課 学校教育係	
4	2	地域とともにある学校づくり事業	10.00	9. 00	学校教育課 学校教育係	
5	3	さつま町特別支援教育支援員派遣事業	10.00	7. 50	学校教育課 学校教育係	
6	Š	小・中・高連携推進事業	10.00	8. 50	学校教育課 学校教育係	
7	4	外国青年招致事業	8. 57	4. 25	学校教育課 学校教育係	
8		理科支援員等実践研究事業	10.00	8. 00	学校教育課 学校教育係	
9	5	小・中学校授業力向上推進事業	9. 29	8. 25	学校教育課 学校教育係	
10	J	さつまっ子読書推進事業	9. 29	7. 50	学校教育課 学校教育係	
11	6	「早寝・早起き・朝ごはん運動」推進事業	8. 21	4. 75	学校教育課 学校教育係	
12	Ů	さつま町学びのイノベーションプロジェクト(SMIP)事業	9. 29	6. 75	学校教育課 学校教育係	
13	7	児童生徒の教育相談	10.00	8. 50	学校教育課 学校教育係	
14	,	スクールソーシャルワーカー活用事業	10.00	9. 50	学校教育課 学校教育係	
15	8	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	10.00	7. 75	学校教育課 学校教育係	
16	Ü	「さつまっ子」チャレンジ教育事業	10.00	7. 50	学校教育課 学校教育係	
17	9	人権同和教育事業(小学校)	10.00	8. 00	学校教育課 学校教育係	
18	Ů	人権同和教育事業(中学校)	10.00	8. 00	学校教育課 学校教育係	
19	10	教育委員会事務局費	8. 93	7. 00	教育総務課 総務係	
20	10	小学校再編準備事業費	10.00	6. 50	教育総務課 総務係	
21	11	小学校共通管理費 (教育振興費)	9. 29	7. 50	教育総務課 総務係	
22	'''	中学校共通管理費(教育振興費)	9. 29	8. 00	教育総務課 総務係	
23	12	小学校共通管理費 (学校管理費)	9. 29	7. 50	教育総務課 総務係	
24	12	中学校管理費(学校管理費)	9. 29	7. 50	教育総務課 総務係	
25	13	教職員住宅管理費	6. 43	4. 50	教育総務課 総務係	
26		学校給食センターの民間委託の検討	5. 71	3. 25	学校給食センター 学校給食センター係	
27	14	学校給食費助成事業	7. 86	9. 50	学校給食センター 学校給食センター係	
28	1.7	学校給食センター管理運営	9. 64	7. 50	学校給食センター 学校給食センター係	
29	15	学校給食の地産地消の推進	9. 29	9. 50	学校給食センター 学校給食センター係	
30		社会教育事務事業	8. 57	8. 00	社会教育課 社会教育係	
31	16	高齡者学習活動促進事業	8. 93	7. 50	社会教育課 社会教育係	
32	16	家庭教育学級推進事業	7. 50	3. 50	社会教育課 社会教育係	

令和6年度 教育行政事務事業一覧

NO	ページ	市政市学力	評	価	担当課		
NU	Λ - γ	事務事業名	担当課	教育委員	世 3 林		
33	17	「さつまっ子の日」推進事業	6. 43	3. 75	社会教育課 社会教育係		
34		青少年育成推進事業	9. 29	8. 25	社会教育課 社会教育係		
35	18	生涯学習推進事業	8. 57	7. 00	社会教育課 社会教育係		
36	10	自治活動推進事業	8. 93	8. 00	社会教育課 社会教育係		
37	19	地域学校協働活動推進事業	6. 07	6. 50	社会教育課 社会教育係		
38	13	公民館等管理運営事務事業	10.00	7. 75	社会教育課 社会教育係		
39	20	集会所管理事業	8. 21	6. 00	社会教育課 社会教育係		
40		鶴田中央公民館管理事業	10.00	8. 00	社会教育課 社会教育係		
41	21	薩摩中央公民館管理事業	10. 00	8. 00	社会教育課 社会教育係		
42		鶴田地区集会施設指定管理事業	10. 00	8. 00	社会教育課 社会教育係		
43	22	交流館管理事業	10. 00	2. 50	社会教育課 社会教育係		
44	22	社会同和教育推進事業	7. 86	7. 75	社会教育課 社会教育係		
45	23	図書室運営事業	9. 64	8. 50	社会教育課 社会教育係		
46	23	ブックスタート事業	10.00	8. 25	社会教育課 社会教育係		
47	24	屋地楽習館管理事業	10.00	8. 00	社会教育課 社会教育係		
48		社会体育事業費	8. 21	7. 25	社会教育課 スポーツ振興係		
49	25	体育施設管理費	7. 50	5. 75	社会教育課 スポーツ振興係		
50	23	宮之城総合体育館管理費	9. 29	9. 00	社会教育課 スポーツ振興係		
51	26	宮之城武道館管理費	8. 21	6. 25	社会教育課 スポーツ振興係		
52	20	宮之城屋内温泉プール等管理費	9. 64	7. 00	社会教育課 スポーツ振興係		
53	27	鶴田体育館管理費	10.00	7. 50	社会教育課 スポーツ振興係		
54		鶴田武道館管理費	10. 00	7. 50	社会教育課 スポーツ振興係		
55	28	薩摩B&Gプール・体育館管理費	9. 29	8. 25	社会教育課 スポーツ振興係		
56	20	視聴覚教育推進事業	8. 57	8. 00	社会教育課 文化係		
57	29	芸術文化活動事業	8. 93	7. 75	社会教育課 文化係		
58	29	文化センター管理運営事業	8. 57	3. 50	社会教育課 文化係		
59	30	郷土芸能伝承活動事業	8. 93	7. 75	社会教育課 文化係		
60		郷土学習推進事業	8. 21	7. 50	社会教育課 文化係		
61	31	文化財保護事業	8. 93	8. 00	社会教育課 文化係		
62	٥١	文化財ボランティアの活動	9. 64	7. 50	社会教育課 文化係		
63		埋蔵文化財調査事業	8. 57	8. 50	社会教育課 文化係		
64	32	歴史民俗資料館運営事業	8. 57	6. 00	社会教育課 文化係		
		平均値	9. 06	7. 22			

IV 自己点検・評価に対しての学識経験者からの意見・要望等

- (1) 学校の環境整備について。学校のトイレの洋式化については、避難所に指定されている施設が対象というものではなく、体育館を含め全ての学校を対象としているとのこと。臭い対策としての乾式化や、暖房便座、照明のLED化等も併せて導入していくとのこと。今後も子どもたちのため、快適なトイレの環境整備を進めていただきたい。
- (2) ICT関係では、児童生徒1人1台のタブレット端末の更新を行うとのこと。現在、端末が故障や破損をしやすいと聞くので、児童生徒への使用方法の指導の徹底や、保険を掛けること等についても今後検討を行っていただきたい。また、今後はタブレットの持ち帰り学習も進むものと思われるので、インターネット環境の無い家庭でも学びの保障がされるよう対策をとっていただきたい。
- (3) 全学校に防犯カメラが設置されたとのことである。これは外部からの侵入 に対するものであるが、今、全国では学校内での盗撮事件が多発している。 プライバシーなど難しい問題もあるだろうが、盗撮防止対策の環境整備と、 学校職員への服務規律の確保の徹底を図っていただきたい。
- (4) 学力について。全国学力調査において、小学生が全国より高く中学生が低いのは、小学生は学びそのものに対して興味関心を持つが、中学生になると進学を意識する地域は学力が高い傾向にあり、そういう環境が影響しているのではないか。そのような意識付けをもっと進めることが重要ではないか。
- (5) 児童・生徒の学力・体力及び気力の向上を図ることを目的とした「早寝・早起き・朝ごはん運動」推進事業はとても良い取り組みであるが、予算無しの事業となっている。予算を確保し、更なる事業の推進を図ってはどうか。
- (6) 不登校対策として中学校の分教室の開校も目指されているが、小規模小から大きな規模の中学校へあがったときのギャップで悩む子どもも多いと聞く。中学生の意見も聞かれたとのことなので、少少連携等に更なる力を入れていただきたい。
- (7) 中学校の部活動地域移行について。国は休日だけでなく平日においても地域移行を実施するよう求めている。しかしながら現場は、指導者・活動環境の確保や、費用負担、教員の負担軽減等、課題が多くなかなか進められないことも理解する。関係団体で連携を取り、質の高い活動と教職員が健全に働ける環境の整備に取り組んでいただきたい。

[資料]

教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年 法律第162号)第26条の規定に基づき、さつま町教育委員会(以下「教 育委員会」という。)の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、自 己点検及び評価(以下「事務点検評価」という。)を実施することに関し必要 な事項を定め、効果的な教育行政の推進に資することを目的とする。

(事務点検評価の実施)

第2条 教育委員会は、毎年、前年度に係るその権限に属するすべての事務を 対象に事務点検評価を行う。

(外部の有識者の知見の活用等)

- 第3条 教育委員会は、事務点検評価の客観性を確保するため、外部の有識者 (以下「外部評価委員」という。)の知見を活用するものとする。
- 1 外部評価委員は、教育に関する有識者で、教育行政について客観的に意見を述べることができる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 2 外部評価委員は、教育委員会の事務点検評価について、意見・要望等を述べるものとする。
- 3 外部評価委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。欠員 が生じた場合における補充者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務点検評価結果の活用)

第4条 教育委員会は、事務点検評価結果を教育施設の企画立案等、効果的な 教育行政の推進等に活用するものとする。

(町議会への報告等)

第5条 教育委員会は、事務点検評価に係る報告書を作成し、町議会に提出するとともに、公表するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事務点検評価に必要な事項については、 教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

- 第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験者を有する者の知見の活用を図るものとする。

さつま町教育委員会 教育委員名簿 (令和7年11月現在)

職名	氏 名
教 育 長	中 山 春 年
委 員 (教育長職務代理者)	新留智子
委員	白 坂 和 美
委員	羽有郁夫
委員	下 簗 一 博